

令和2年度

岩手町一般廃棄物処理
実施計画

令和2年3月

岩手町

第1章 基本的事項

1 計画目的

令和2年度岩手町一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、「岩手町一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月改定）の目標を達成するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和2年度における一般廃棄物の処理計画量、施策、事業等について定めるものであります。

2 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。

3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします。ただし、一部事務組合が主体となって実施する処理区分については、一部事務組合が定める実施計画によります。

区 分	処理区分		
	収集・運搬	中間処理	最終処分
ご み	町	岩手・玉山環境組合 中間処理契約業者	町
し尿・浄化槽汚泥	盛岡北部行政事務組合		町

4 一般廃棄物の処理主体

岩手町内の各地域における一般廃棄物処理の実施主体は、次に掲げるとおりとします。

ただし、処理主体として掲げる者がその処理を他の者に委託した場合は、当該処理を受託した者を含みます。

区 分	処理主体		
	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	町、排出者、許可業者	岩手・玉山環境組合 中間処理契約業者	町
事業系	排出者、許可業者	岩手・玉山環境組合	町
犬・猫等の死体	町 ^{※1} 、排出者	岩手・玉山環境組合	町
し 尿	盛岡北部行政事務組合		町
浄化槽汚泥	盛岡北部行政事務組合		町

※1 飼い主不明の路上等の死体に限る

第2章 ごみ処理実施計画

1 ごみ処理基本計画（平成29年3月改定）における数値目標

岩手町一般廃棄物処理基本計画で定める令和3年度の数値目標（平成27年度実績比）は次のとおりです。

目 標 項 目	平成27年度 実 績 値	令和3年度 基本計画目標値	比 較	比 率
町民1人1日当たりごみ排出量	691 g	656 g	△35 g	△5%
家庭ごみ	545 g	517 g	△28 g	△5%
事業系ごみ	146 g	139 g	△7 g	△5%
リサイクル率（資源化率）	15.6%	21.0%	5.4% [※]	34%
最終処分量	329 t	314 t	16 t	△5%

- ・町民一人1日当たりごみ排出量（家庭・事業系）の5%減（資源ごみを除く）
- ・リサイクル率（資源化率）を21.0%に引き上げ

2 令和2年度ごみ処理実施計画における目標値及び見込み数量

令和2年度の計画値（平成27年度実績比）は次のとおりです。

【目標値】

目 標 項 目	平成27年度 実 績 値	平成30年度 実 績 値	令和2年度 計 画 値
町民一人1日当たりごみ排出量	691 g	710g	677 g
家庭ごみ	545 g	564g	534 g
事業系ごみ	146 g	146g	143 g
リサイクル率（資源化率）	15.6%	13.6%	17.0%
最終処分量	329 t	263t	327 t

【目標見込みごみ処理数量】

（単位：t）

区分	平成27年度 実 績 値	平成30年度 実績値	令和2年度 計 画 値
家 庭 ご み	3,376	3,219t	3,048
事 業 系 ご み	790	744t	676
合 計	4,166	3,963t	3,724

3 ごみ減量及び資源化の重点施策

(1) 周知啓発による町民及び事業者のごみ減量及び適正な分別の徹底

① 家庭ごみ

- ・生ごみの水切りや処理機の利用や食品ロス削減による排出抑制
- ・資源の分別の徹底及び行政回収・資源集団回収の活用
※海洋汚染を引き起こしているプラスチックごみ減量化のため、北上川源泉の町からペットボトル、紙パック及び白トレの回収を月2回に増やし対応します。
- ・ごみ減量・リサイクル協力店との連携
※7月からレジ袋有料化に伴い、買い物する際のマイバック持参の推進を進めます。
- ・ごみ分別ポスター、ごみ収集カレンダーの作成配付

② 事業系ごみ

- ・資源の分別の徹底
- ・廃棄物受入施設における搬入物調査・指導
- ・ごみ分別と減量化推進の周知
- ・生ごみ処理機の導入（レストラン石神の丘・給食センター）

【岩手町一般廃棄物処理基本計画に基づき実施するごみ処理施策】（抜粋）

(1) 町民による3R運動への取り組みの推進

施策等	内 容
ごみの発生・排出抑制と資源化の推進	<ul style="list-style-type: none">・もったいない3R運動の周知啓発・買い物マイバッグの利用促進の周知啓発・リサイクルショップや再生利用促進などの周知啓発・出前講座による周知啓発
生ごみの減量の促進	<ul style="list-style-type: none">・生ごみの水きり効果の周知啓発・生ごみ発生や食品ロスの抑制の周知啓発・生ごみ処理機器の周知啓発と調査研究
資源となるものの分別の徹底	<ul style="list-style-type: none">・古紙、びん、缶など有価となる資源物の分別の徹底・雑がみの分別の徹底
資源集団回収の推進	<ul style="list-style-type: none">・資源集団回収活動の周知啓発・実施団体への奨励補助金交付

(2) 事業者による3R運動への取り組みの推進

施策等	内 容
適正処理の徹底による減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ホームページを活用した情報発信・廃棄物受け入れ施設における搬入者への適正処理の指導・排出者に対する分別や資源化の意識啓発
事業者による自主的な取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none">・ごみ減量・資源化の自主的取り組み紹介・食品ロス対策の推進啓発・容器包装廃棄物削減の推進

(3) 啓発活動・環境学習の拡充

施策等	内 容
ごみ減量・分別の情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・ごみ処理等の状況に関する情報提供・自主的な活動を促す情報提供
環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none">・環境学習や出前講座による情報提供・ごみ処理施設の見学受け入れ

(4) 適正なごみ処理・処分の実施

施策等	内 容
収集・運搬計画	<ul style="list-style-type: none">・家庭ごみ収集・運搬の効率化に関する調査研究・ごみの分別や収集の周知・家庭ごみ収集・運搬業務の委託・家庭ごみ集積場所等の設置や維持管理に対する支援・高齢者や体の不自由な人に対するごみ排出の支援・安全で安心な収集・運搬事業の実施・小規模事業者が排出するごみの収集方法の検討・一般廃棄物収集・運搬業の許可や意見交換等
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none">・岩手・玉山環境組合や構成市との連携による施設の適正な維持管理
最終処分計画	<ul style="list-style-type: none">・最終処分場の適正な維持管理
災害時における廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理に関する計画の策定・各施設における緊急時対応マニュアルの策定・運用
ごみ処理広域化	<ul style="list-style-type: none">・県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の基本構想に基づく廃棄物処理施設整備の検討協議

(5) 環境美化対策

施策等	内 容
不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物不法投棄の監視・情報収集・関係機関との連携対策の推進・不法投棄対策看板等の設置による未然防止・不法投棄通報に対する現地調査と対象物の早期対応
環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域、企業、団体等の清掃活動の支援・河川道路清掃運動の実施（春秋の年2回）・環境美化推進看板等の設置による周知啓発・ごみのポイ捨て防止キャンペーンの実施

4 ごみ収集区分及び収集・運搬計画

町が収集する収集区分、収集頻度、収集方法等、収集運搬体制及び処理計画量は次のとおりとします。収集日程にあつては別に配布するごみカレンダーの日程のとおりとします。

【家庭ごみ】

No.	分別区分	収集頻度	収集方法	収集・運搬体制	令和2年度処理計画量		
1	可燃ごみ	週2回	地区ステーション方式	委託	2,283t		
2	不燃ごみ	月1回	地区ステーション方式	委託	104t		
3	粗大ごみ	年2回	拠点ステーション方式	委託	39t		
4	危険ごみ	月1回	拠点ステーション方式	委託	10t		
5	資源ごみ	月1回 (同一日)	新聞	地区ステーション方式	委託	612t	
6			雑誌	地区ステーション方式	委託		
7			段ボール	地区ステーション方式	委託		
8			雑紙	地区ステーション方式	委託		
9		月2回 (同一日)	ペットボトル	地区ステーション方式	委託		
10			紙パック	地区ステーション方式	委託		
11			白トレイ	地区ステーション方式	委託		
12		びん	月1回	地区ステーション方式	委託		
13		缶	月1回	地区ステーション方式	委託		
14		衣類	月1回	拠点ステーション方式	委託		
15		小型家電	随時	拠点ステーション方式	委託		
16		犬猫等の死体	随時	路上等の動物死体収集	飼主・直営		-

※排出者が岩手・玉山環境組合へ直接搬入することができる。

【事業系ごみ】

No.	分別区分	収集・運搬方法	令和2年度処理計画量
1	可燃ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者	637t
2	不燃・粗大・危険ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者	16t
3	資源ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者等	23t

※1 処理計画量 岩手・玉山環境組合及び中間処理契約業者への搬入量

※2 許可業者等 岩手町が許可した一般廃棄物(ごみ)収集・運搬業者及び法7条に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集・運搬する業者

※3 資源ごみ区分は、生活ごみの資源ごみ区分と同様とする。

5 中間処理及び最終処分

岩手・玉山環境組合が主体となり実施する本町のごみの中間処理の処理見込量等は次のとおりとします。

区分	施設名	所在地	処理型式	処理能力	処理見込量
焼却処理	ごみ焼却施設	盛岡市寺林字平森 54番地54	機械化バッチ 燃焼式	28t/日 (※1)	3,175 t
破碎処理	粗大ごみ処理施設	同上	堅型回転式破 砕処理	8t/5h	172 t
資源化処理	リサイクルセンター	同上	手選別・機械 選別併用処理	2.8t/5h	566 t

※焼却処理の1日あたりの処理能力(28t/日) … 14t/日×2炉

町が行うごみの最終処分の計画量は次のとおりとします。

区分	施設名	所在地	処理方式	埋立容量	処理計画量
埋立処分	岩手町一般廃棄物 最終処分場	岩手町大字五日市 第3地割84番地58	サンドイッチ 方式	17,000m ³	315m ³

第3章 生活排水処理実施計画

盛岡北部行政事務組合が策定する一般廃棄物(生活排水)処理実施計画にて定めるもの以外について次のとおり計画します。

1 公共下水道等の整備、普及

公共下水道整備計画及び合併浄化槽整備計画により計画的に整備を行います。

推進にあたっては、ホームページ等を活用し、併せて浄化槽の定期検査の実施等、適正な維持・管理を住民に求め、情報を提供します。

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画等

町内から生じるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理計画量を次のとおりとします。

区分	収集運搬方法	処理計画量
し尿	盛岡北部行政事務組合が委託する業者が 収集運搬します。	5,651 kl
浄化槽汚泥		960 kl

3 その他

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会が策定した基本構想に基づき、今後のあり方について検討を行います。